四日市市告示第 337 号

四日市市自転車等放置防止条例(昭和61年四日市市条例第33号)第13 条第2項の規定により放置自転車等の保管状況を次のように告示する。

平成29年 5月 17日

四日市市長 森 智広

- 1 移動した自転車等の台数 別表のとおり
- 2 移動した年月日 別表のとおり
- 3 放置されていた区域 別表のとおり
- 4 保管場所
 - 第1保管場所 四日市市安島一丁目地内 第3保管場所 四日市市中村町地内
- 5 保管期間 移動日から起算して90日
- 6 連絡先

四日市市諏訪町1番5号 四日市市役所 都市整備部 道路管理課 交通安全係 電話 354-8154

(都市整備部 道路管理課)

別 表 (保管の告示)

移動した年月日	放置されていた区域	移動した自転車等の台数
平成29年4月7日	小杉町 地内	1 台
平成29年4月11日	野田一丁目 地内	2 台
平成29年4月13日	芝田一丁目 地内	1 台
平成29年4月13日	赤堀一丁目 地内	1 台
平成29年4月13日	富士町 地内	1 台
平成29年4月25日	鵜の森二丁目 地内	1 台
平成29年4月27日	大字阿倉川 地内	1 台
合 計		8 台